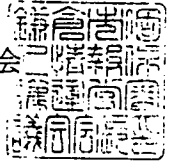


鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会 長 金 子 正 史



鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について  
(答申)

平成7年4月13日付け鎌市情第3号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
- 2 今回の個人情報の提供は、老人福祉法に基づき、鎌倉市が事業の実施主体として行う在宅介護支援センター業務を、特別養護老人ホームへ業務委託するに際して、その事業の円滑な推進を図るためのものであり、やむをえないものと考えますが、行政機関以外への個人情報の提供であることから、提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止、第三者への提供禁止、取扱責任者の明確化など個人情報の保護措置を講ずるよう指導することはもとより、使用済みの情報については、速やかに廃棄するなど、条例の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう要請されたい。

1 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個 別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する 記録の名称	利用・提供する理由	利用 提供先
17	老人福祉課  (市民課)	在宅介護支援センター 運営事務  住民基本台帳事務	利用登録者  ねたきり・ 独居老人  65歳以上の 高齢者	在宅サービス利用登録者一覧  ねたきり・独居老人台帳記載事項  65歳以上の高齢者住民基本台帳記載事項	高齢者の的確な状況把握を行い在宅介護支援センターが行う総合的な相談業務を推進するため。	鎌倉プライムきしろ  特養鎌倉静養館  (いずれも社会福祉法人)